

1

令和7年第4回

多治見市議会定例会議案

令和7年8月21日

目 次

報第12号	専決処分の報告について	1
報第13号	専決処分の報告について	2
認第1号	令和6年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について	3
認第2号	令和6年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4
認第3号	令和6年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
認第4号	令和6年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6
認第5号	令和6年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について	7
認第6号	令和6年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8
認第7号	令和6年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9
認第8号	令和6年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	10
報第14号	令和6年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について	11
報第15号	令和6年度多治見市継続費精算報告書の提出について	12
報第16号	令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	14
報第17号	令和6年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について	15
認第9号	令和6年度多治見市水道事業会計決算の認定について	17
議第69号	令和6年度多治見市水道事業会計利益の処分について	18
認第10号	令和6年度多治見市下水道事業会計決算の認定について	19
議第70号	令和6年度多治見市下水道事業会計利益の処分について	20
認第11号	令和6年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について	21
議第71号	令和6年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について	22
認第12号	令和6年度多治見市病院事業会計決算の認定について	23

報第18号	令和6年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	24
報第19号	令和6年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	25
報第20号	令和6年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	26
報第21号	令和6年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	27
議第72号	多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例を廃止するについて	28
議第73号	多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについて	29
議第74号	多治見市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正するについて	33
議第75号	多治見市平和太平線整備基金条例の一部を改正するについて	35
議第76号	多治見市税条例の一部を改正するについて	36
議第77号	多治見市消防本部等設置条例の一部を改正するについて	41
議第78号	多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正するについて	42
議第79号	多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するについて	44
議第80号	多治見市水道事業給水条例の一部を改正するについて	45
議第86号	物品供給契約の締結について	46
議第87号	物品供給契約の締結について	47
議第88号	物品供給契約の締結について	48
議第89号	財産の無償譲渡について	49
議第90号	財産の無償貸付けについて	52
議第91号	指定管理者の指定について	55
議第92号	指定管理者の指定について	56
議第93号	指定管理者の指定について	57

議第94号	指定管理者の指定について	58
議第95号	指定管理者の指定について	59
議第96号	指定管理者の指定について	60
議第97号	指定管理者の指定について	61
議第98号	指定管理者の指定について	62
議第99号	指定管理者の指定について	63
議第100号	指定管理者の指定について	64
議第101号	指定管理者の指定について	65
議第102号	指定管理者の指定について	66
議第103号	指定管理者の指定について	67
議第104号	指定管理者の指定について	68
議第105号	指定管理者の指定について	69
議第106号	指定管理者の指定について	70
議第107号	指定管理者の指定について	71
議第108号	指定管理者の指定について	72
議第109号	指定管理者の指定について	73
議第110号	指定管理者の指定について	74
議第111号	指定管理者の指定について	75
議第112号	多治見市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	76
議第113号	多治見市教育委員会委員の任命について	78
議第114号	多治見市公平委員会委員の選任について	79

報第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

専第10号

損害賠償の額を定めるについて

令和7年2月5日午後6時50分頃、市内大畑町大洞地内において、多治見市平和霊園敷地から市道114900線上に倒れた枯木に、同線を北東方向へ走行中の車両が衝突し、当該車両の前部、右側面等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年6月28日

多治見市長 高木 貴行

損害賠償額 一金 630,630円

報第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

専第11号

工事請負契約の変更について

令和6年3月22日議第36号をもって議決を経た平和中学校外壁等改修工事に係る株式会社吉川組との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年8月4日

多治見市長 高木 貴行

契約金額「530,200,000円」を「540,181,400円」に変更する。

認第1号

令和6年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度多治見市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

認第2号

令和6年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

認第3号

令和6年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

認第4号

令和6年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

認第5号

令和6年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

認第6号

令和6年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第7号

令和6年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第8号

令和6年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

報第14号

令和6年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、令和6年度多治見市基金の運用状況に関する調書を、別紙監査委員の意見を付けて議会に提出する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

報第15号

令和6年度多治見市継続費精算報告書の提出について

令和6年度多治見市継続費精算報告書を次のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により報告する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	△2.3	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第17号

令和6年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について

多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第24条の規定により、令和6年度多治見市財政向上指針の実施状況を議会に報告する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和6年度多治見市財政向上指針の実施状況

※【 】は目標値、()は令和5年度実績

項目	目標達成に必要な事項	決算数値
1 収入の増加及び支出の抑制	<p>①収入の増加 債権管理計画で定める収納率の達成、企業誘致による税収増、使用料・手数料等の見直し及び市有財産の一層の有効活用により財源の確保に努めます。</p> <p>②支出の抑制 公共施設等のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に努めます。</p>	<p>・諸納付金の収納率 ア 市税 現年度分 99.21% 【98.90%】 (99.15%) 滞納繰越分 32.32% 【31.50%】 (33.58%)</p> <p>イ 諸納付金合計(市税を含む) 現年度分 99.10% (99.03%) 滞納繰越分 28.27% (28.73%)</p> <p>・経常経費(普通会計) 歳出額 315.9億円 (296.8億円) 歳出構成比 71.0% (72.8%)</p>
2 市債残高(一般会計負担分)の上限	<p>一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和9年度までに、一般会計で負担すべき残高の合計を470億円、市債の実残高を590億円以内とします。</p>	<p>・一般会計で負担すべき市債残高 437.9億円 (438.8億円)</p> <p>・市債の実残高 537.5億円 (540.2億円)</p>
3 基金の適正な管理	<p>(1)財政調整基金の可処分額を33億円以上確保します。</p>	<p>財政調整基金残高 77.1億円 (75.3億円)…A うち災害復旧経費留保分 15.0億円 (14.1億円)…B うちリスク引当金 0.0億円 (0.0億円)…C</p> <p>財政調整基金可処分額 62.1億円 (61.2億円) (A-B-C)</p>
	<p>(2)市債償還対策基金(合併特例債分を除く。)は、令和9年度末残高を30億円以上確保します。</p>	<p>年度末残高 18.6億円 (16.5億円) ※ 合併特例債分を除く</p>
	<p>(3)職員退職手当基金は、令和9年度末残高を15億円以上確保します。</p>	<p>年度末残高 19.4億円 (20.3億円)</p>
	<p>(4)庁舎建設基金は、建設費に30億円以上を財源充当できるよう、建設までに7億円以上を積み立てます。</p>	<p>年度末残高 29.3億円 (25.3億円)</p>
	<p>(5)地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。</p>	<p>処分額 0.8億円 (0.8億円)</p>

認第9号

令和6年度多治見市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度多治見市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

議第69号

令和6年度多治見市水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度多治見市水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第10号

令和6年度多治見市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度多治見市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

議第70号

令和6年度多治見市下水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度多治見市下水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第11号

令和6年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度多治見市農業集落排水事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

議第71号

令和6年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第12号

令和6年度多治見市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度多治見市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

報第18号

令和6年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

水道事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
水道事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第19号

令和6年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

下水道事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
下水道事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第20号

令和6年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

農業集落排水事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
農業集落排水事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第21号

令和6年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

病院事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
病院事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

議第72号

多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例を廃止するについて

多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例（平成元年条例第3号）を廃止するものとする。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例（平成元年条例第3号）は、
廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例第15条及び第21条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議第73号

多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）及び多治見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正するものとする。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に、「1の」を「一の」に改める。

第18条の3を第18条の4とし、第18条の2第1項中「請求又は申出（以下この条及び次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、多治見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出

生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 多治見市職員の育児休業等に関する条例第13条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、市の規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 多治見市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第10条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行

うものとする。

第10条第2項中「勤務時間条例第14条の規定による育児時間」を「労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第10条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第10条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項

の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第11条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第12条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第12条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、施行日前においても、第1条の規定による改正後の多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の多治見市職員の育児休業等に関する条例第10条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議第74号

多治見市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正するについて

多治見市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
(多治見市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市保育所の設置及び管理に関する条例(昭和60年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の表多治見市池田保育園の項及び多治見市旭ヶ丘保育園の項を削る。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条 削除

第6条ただし書を削る。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

(多治見市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 多治見市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例(令和6年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

多治見市旭ヶ丘こども園	多治見市旭ヶ丘8丁目29番地の43
-------------	-------------------

(多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和55年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条の表多治見市立明和幼稚園の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議第75号

多治見市平和太平線整備基金条例の一部を改正するについて

多治見市平和太平線整備基金条例（平成28年条例第5号）の一部を次のように改正するものとする。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市平和太平線整備基金条例の一部を改正する条例

多治見市平和太平線整備基金条例（平成28年条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

多治見市道路整備基金条例

第1条中「内環状道路網を形成する構想路線である平和太平線の整備に係る負担金等の」を「都市計画道路の新設改良事業又は市内道路の交通渋滞対策事業に要する」に、「多治見市平和太平線整備基金」を「多治見市道路整備基金」に改める。

第3条中「平和太平線の整備に係る」を「都市計画道路の新設改良事業又は市内道路の交通渋滞対策事業に係る事業費、」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議第76号

多治見市税条例の一部を改正するについて

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正するものとする。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市税条例の一部を改正する条例

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正する。

第20条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第20条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第36条の3中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第41条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第41条の3の2第1項第3号及び第41条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第41条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第41条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第15条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第15条の2の2 令和8年4月1日以後に第102条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第102条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第103条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第104条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第102条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量

を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第103条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第103条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第15条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第20条及び第20条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 改正後の多治見市税条例（以下「新条例」という。）第20条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第36条の3及び第41条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第41条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条

第1項第12号に規定する特定親族をいう。第41条の3の2第1項第3号及び第41条の3の3第1項において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。) 」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第41条の3の2第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき新条例第41条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第41条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の多治見市税条例(以下「旧条例」という。)第41条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第41条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第41条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第41条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第41条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第15条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、多治見市税条例第102条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第104条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第15条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 多治見市税条例第104条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第15条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第15条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議第77号

多治見市消防本部等設置条例の一部を改正するについて

多治見市消防本部等設置条例（昭和53年条例第12号）の一部を次のように改正するものとする。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市消防本部等設置条例の一部を改正する条例

多治見市消防本部等設置条例（昭和53年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の表多治見南消防署の項中「東海旅客鉄道株式会社中央本線（以下この項において「中央本線」という。）以南の区域（東栄町、虎溪山町、月見町及び三の倉町のうち中央本線以南の区域並びに笠原町、滝呂町12丁目、14丁目及び17丁目の区域を除く。）及び諏訪町のうち中央本線以北の」を「多治見北消防署及び多治見笠原消防署の管轄区域を除く」に改め、同表多治見北消防署の項中「多治見市光ヶ丘4丁目48番地の4」を「多治見市根本町7丁目77番地の1」に、「多治見南消防署及び多治見笠原消防署の管轄区域を除く」を「赤坂町（5丁目から7丁目までに限る。）、旭ヶ丘、大沢町、大原町、大針町、大藪町、小名田町（7丁目、大石原、小滝及び西ヶ洞に限る。）、北丘町、北小木町、希望ヶ丘、小泉町、幸町、昭栄町、高根町、宝町（11丁目及び12丁目に限る。）、西坂町、西山町、根本町、光ヶ丘（2丁目から4丁目までに限る。）、姫町、平井町、松坂町、美山町及び明和町の」に改め、同表多治見笠原消防署の項中「笠原町並びに滝呂町12丁目、14丁目及び17丁目」を「市之倉町（1丁目、3丁目及び4丁目に限る。）、笠原町及び滝呂町（1丁目、4丁目から7丁目まで及び16丁目を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年2月15日から施行する。

議第78号

多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正するにつ
いて

多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年条例第10号）の一部を
次のように改正するものとする。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年条例第10号）の一部を
次のように改正する。

第3条第1項ただし書を削り、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項
を加える。

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、同項の規定により納入する使用料（体育館
（多目的室を除く。）及び武道場の冷暖房設備使用料に限る。）について、地方自
治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3に規定する指定納付受託者に納付の
委託をすることができる。

3 市長は、公益上の必要その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免す
ることができる。

別表 1 学校の施設に係る使用料の表単位の欄中「区分につき」の次に「（体育
館（多目的室を除く。）及び武道場の冷暖房設備使用料については、1時間までごと
に）」を加え、同表屋内運動場の部冷暖房設備使用料の欄中

「	—	「	3,500 円以内で
—	—	市長が定める額	

」を 』に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議第79号

多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
について

多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正するものとする。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「養育するため、」を「養育するため1日の勤務時間の全部若しくは一部又は」に、「、又は55歳以上のため」を「若しくは55歳以上のため1週間の」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議第80号

多治見市水道事業給水条例の一部を改正するについて

多治見市水道事業給水条例（昭和33年条例第9号）の一部を次のように改正するものとする。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市水道事業給水条例の一部を改正する条例

多治見市水道事業給水条例（昭和33年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第1号の表中「640円」を「768円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「1,400円」を「1,680円」に、「1,950円」を「2,340円」に、「3,750円」を「4,500円」に、「6,550円」を「7,860円」に、「13,150円」を「15,780円」に、「21,650円」を「25,980円」に改め、同項第2号の表中「70円」を「84円」に、「140円」を「168円」に、「190円」を「228円」に、「220円」を「264円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第26条の規定は、令和8年6月30日以後の納期限に係る給水料金について適用し、同日前の納期限に係る給水料金については、なお従前の例による。

議第86号

物品供給契約の締結について

基幹系接続パソコン等購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 基幹系接続パソコン等購入 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 10,953,800円 |
| 4 契約の相手方 | 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23番20号
株式会社大塚商会 中部支社
支社長 上村 親志 |

議第87号

物品供給契約の締結について

ききょうバス中心市街地線バス車両購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | ききょうバス中心市街地線バス車両購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 24,327,999円 |
| 4 契約の相手方 | 多治見市東町1丁目21番地
東濃自動車工業株式会社
代表取締役 古田 祐嗣 |

議第88号

物品供給契約の締結について

笠原小中学校教材用備品購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 笠原小中学校教材用備品購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 68,090,000円 |
| 4 契約の相手方 | 多治見市青木町22番地の1
有限会社佐藤教学図書店
代表取締役 佐藤 雅孝 |

議第89号

財産の無償譲渡について

次の財産を無償譲渡するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

- 1 名称 多治見市三の倉市民の里
- 所在地 多治見市三の倉町猪場37番地
- 種類 建物9棟
- (1) 宿泊研修センター
 - ア 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき地下1階付2階建
 - イ 面積 1,380.76平方メートル
 - 1階：944.00平方メートル 2階：276.76平方メートル
 - 地下1階：160.00平方メートル
- (2) ログハウスA
 - ア 構造 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
 - イ 面積 30.00平方メートル
- (3) ログハウスB
 - ア 構造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
 - イ 面積 76.22平方メートル
 - 1階：52.70平方メートル 2階：23.52平方メートル
- (4) ログハウスC
 - ア 構造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
 - イ 面積 64.50平方メートル

1階：40.00平方メートル 2階：24.50平方メートル

(5) 体験学習棟

ア 構造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

イ 面積 88.77平方メートル

(6) 第1天文台

ア 構造 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根・ステンレス鋼板ぶき平家建

イ 面積 28.55平方メートル

(7) 第2天文台

ア 構造 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建

イ 面積 45.43平方メートル

(8) キャンプ場（集会所）

ア 構造 木造スレートぶき平家建

イ 面積 25.60平方メートル

(9) キャンプ場（便所棟）

ア 構造 木造スレートぶき平家建

イ 面積 52.99平方メートル

2 名称 店舗及び便所

所在地 多治見市三の倉町猪場26番地、25番地

種類 建物2棟

(1) 店舗

ア 構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

イ 面積 38.88平方メートル

(2) 便所

ア 構造 コンクリートブロック造陸屋根平家建

イ 面積 13.83平方メートル

3 名称 作業所

所在地 多治見市三の倉町縄手28番地、26番地、26番地先

種類 建物1棟

- (1) 構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
- (2) 面積 146.55平方メートル

4 相手方 多治見市三の倉町猪場252番地
一般社団法人フォーレサンノクラ
代表理事 山田 輝幸

5 備考 上記のほか、附属物一切を含む。

議第90号

財産の無償貸付けについて

次の財産を無償貸付けするについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 貸付けする財産

(1) 地目 宅地12筆

所在地	面積	貸付け範囲
多治見市三の倉町猪場19番2	35.57㎡	一部
多治見市三の倉町猪場26番2	100.88㎡	全部
多治見市三の倉町猪場32番2	63.25㎡	全部
多治見市三の倉町猪場37番2	454.22㎡	一部
多治見市三の倉町猪場37番3	353.55㎡	一部
多治見市三の倉町猪場37番4	1,168.16㎡	全部
多治見市三の倉町猪場37番5	82.81㎡	全部
多治見市三の倉町猪場37番6	31.28㎡	全部
多治見市三の倉町猪場57番10	93.63㎡	全部
多治見市三の倉町猪場142番	66.11㎡	全部
多治見市三の倉町猪場151番2	147.64㎡	全部
多治見市三の倉町猪場157番4	203.72㎡	一部

(2) 地目 原野14筆

所在地	面積	貸付け範囲
多治見市三の倉町猪場24番	82㎡	一部
多治見市三の倉町猪場25番	317㎡	一部
多治見市三の倉町猪場26番	912㎡	一部
多治見市三の倉町猪場27番	783㎡	全部
多治見市三の倉町猪場28番	360㎡	全部
多治見市三の倉町猪場29番	274㎡	全部
多治見市三の倉町猪場30番	314㎡	全部
多治見市三の倉町猪場31番	403㎡	全部
多治見市三の倉町猪場52番	59㎡	全部
多治見市三の倉町猪場56番	66㎡	全部
多治見市三の倉町猪場57番 1	822㎡	全部
多治見市三の倉町猪場57番 5	776㎡	一部
多治見市三の倉町猪場65番	208㎡	一部
多治見市三の倉町猪場120番	46㎡	全部

(3) 地目 山林9筆

所在地	面積	貸付け範囲
多治見市三の倉町猪場19番	396㎡	一部
多治見市三の倉町猪場32番	632㎡	一部
多治見市三の倉町猪場37番	198, 321㎡	一部
多治見市三の倉町猪場55番	39㎡	全部
多治見市三の倉町猪場143番	2, 933㎡	全部
多治見市三の倉町猪場151番	589㎡	全部
多治見市三の倉町猪場153番	396㎡	全部
多治見市三の倉町猪場157番 1	3, 093㎡	全部
多治見市三の倉町縄手29番	185㎡	全部

(4) 地目 田 4筆

所在地	面積	貸付け範囲
多治見市三の倉町縄手26番	195㎡	全部
多治見市三の倉町縄手28番	142㎡	全部
多治見市三の倉町縄手32番	204㎡	全部
多治見市三の倉町縄手33番	19㎡	全部

2 面 積 157,524平方メートル

3 相 手 方 多治見市三の倉町猪場252番地

一般社団法人フォーレサンノクラ

代表理事 山田 輝幸

4 理 由 令和7年度末で廃止する多治見市三の倉市民の里の土地を相手方に無償譲渡する方針であるが、無償譲渡するために土地の分筆登記が必要であるため、分筆登記が完了するまで当該土地の無償貸付けをする。

5 貸付期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

議第91号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

1 施設の名称

多治見市総合福祉センター
多治見市サンホーム滝呂
多治見市ふれあいセンター姫

2 指定管理者の名称等

多治見市太平町2丁目39番地の1
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会
会長 渡邊 哲郎

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第92号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市児童発達支援センター

2 指定管理者の名称等

多治見市太平町2丁目39番地の1

社会福祉法人多治見市社会福祉協議会

会長 渡邊 哲郎

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第93号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市共栄児童館

多治見市旭ヶ丘児童センター

2 指定管理者の名称等

東京都港区三田3丁目5番19号住友不動産東京三田ガーデンタワー3階

株式会社明日葉

代表取締役 大隈 太嘉志

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第94号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市中央児童館

多治見市市之倉児童センター

多治見市脇之島児童センター

2 指定管理者の名称等

東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

代表理事 藤田 徹

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第95号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市小泉交流センター

2 指定管理者の名称等

東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

代表理事 藤田 徹

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第96号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市産業文化センター

2 指定管理者の名称等

愛知県名古屋市中区栄2丁目13番1号

株式会社ビーウェル

代表取締役 稲葉 泰秀

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第97号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市美濃焼ミュージアム

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第98号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市モザイクタイルミュージアム

2 指定管理者の名称等

多治見市笠原町2082番地の5

一般財団法人たじみ・笠原タイル館

代表理事 虎澤 範宜

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第99号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市文化工房

2 指定管理者の名称等

多治見市本町6丁目10番地の2

株式会社共栄電気炉製作所

代表取締役 牛田 拓造

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第100号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

- 多治見市駅北立体駐車場
- 多治見市駅南ロータリー駐車場
- 多治見市駅北ロータリー駐車場
- 多治見市駅東原動機付自転車駐車場

2 指定管理者の名称等

- 多治見市本町3丁目25番地
- 一般社団法人多治見市観光協会
- 理事長 松島 祥久

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

議第101号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市根本交流センター

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第102号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市精華交流センター

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第103号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市学習館

多治見市図書館及び子ども情報センター

多治見市市民活動交流支援センター

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第104号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市旭ヶ丘公民館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第105号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市市之倉公民館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第106号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市南姫公民館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第107号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市脇之島公民館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第108号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市小泉公民館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第109号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市笠原交流センター

多治見市笠原体育館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第110号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市文化会館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第111号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市総合体育館

多治見市指定公園

多治見市運動場

2 指定管理者の名称等

感謝と挑戦のKGIグループ

代表構成員 東京都品川区東品川4丁目10番1号

コナミスポーツ株式会社

代表取締役社長 室田 健志

構成員 岐阜市藪田南3丁目7番20号

株式会社技研サービス

代表取締役 棚橋 泰之

構成員 愛知県名古屋市瑞穂区中山町6丁目3番地の2

岩間造園株式会社

代表取締役 岩間 紀久裕

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

議第112号

多治見市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、多治見市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

1 指定する郵便局の名称

多治見市之倉郵便局

2 取扱事務の範囲

- (1) 法第2条第1号に規定する戸籍謄本等又は除籍謄本等の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (2) 法第2条第2号に規定する納税証明書の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (3) 法第2条第3号に規定する住民票の写し等又は除票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (4) 法第2条第4号に規定する戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (5) 法第2条第10号に規定する印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しに関する事務

3 取扱期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで。ただし、当該期間の満了の3箇月

前までに、多治見市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

議第113号

多治見市教育委員会委員の任命について

次の者を多治見市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** ****	伊藤 芳博	*****	新任（任期は、令和 11年9月30日まで）

提案理由

本市教育委員会委員 大嶽 和好氏の任期が、令和7年9月30日に満了するため、後任として伊藤 芳博氏を新たに任命する。

議第114号

多治見市公平委員会委員の選任について

次の者を多治見市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年8月21日提出

多治見市長 高木 貴行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** ****	笠鳥 早苗	*****	再任（任期は、令和 11年9月28日まで）

提案理由

本市公平委員会委員 笠鳥 早苗氏の任期が、令和7年9月28日に満了するため、同氏を引き続き選任する。